

# 特定非営利活動法人インクルーシブ共育の会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人インクルーシブ共育の会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、発達障害等のある子どもおよび彼らを支援する家族に対して、発達・子育てに関する支援事業等を行い、発達障害等のある子ども及びおとなが幸せな人生を送ること、また、障害の有り無しに関わらず、子どもの成長を地域で育む社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
- (2) 発達障害等の早期発見事業
- (3) 子育て世帯の親子に対する子育て支援事業
- (4) 発達障害に関する地域ネットワーク事業
- (5) 地域の発達障害に対する理解促進事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体（総会で表決権を有する会員）
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、協力の意思を持つ個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認められなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正社員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人又は2人を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の監事が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数4分の1以上から、会議の目的を記載した書面、電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任及び職務、役員報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法により、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

#### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

#### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### （解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

#### （合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告

#### （公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### （施行細則）

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。  
理 事 長 野儀 優比子



副理事長 野儀 裕之  
同 杉元 康朗  
理事 加地 弘明  
同 石作 誉司郎  
監事 佐藤 豪介

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| (1) 正会員  | 個人      | 団体       |
| ① 入会金    | 5,000 円 | 50,000 円 |
| ② 年会費    | 5,000 円 | 50,000 円 |
| (2) 賛助会員 |         |          |
| ① 入会金    | 1,000 円 | 10,000 円 |
| ② 年会費    | 3,000 円 | 30,000 円 |

役員名簿

特定非営利活動法人インクルーシブ共育の会

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	のぎ ゆひこ 野儀 優比子		有
副理事長	のぎ ひろゆき 野儀 裕之		無
副理事長	すぎもと やすろう 杉元 康朗		有
理事	いしつくり よしろう 石作 誉司郎		無
理事	かじ ひろあき 加地 弘明		無
監事	さとう ごうすけ 佐藤 豪介		無

## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

近年、こどもを取り巻く社会や家庭、教育環境などが多様化し、またIT化に伴う生活環境の急激な変化によって、子供たちの健やかな精神発達の保障が危ぶまれるようになってきました。またそのような中、発達障害やその可能性のある児童数は年々増え、0～18歳の人口2059万人のうち約200万人（10%）を超え過去最多になっています。

戦後、児童福祉法が制定され、乳幼児期においては母子保健が充実することによって、保健所を核として障害の早期発見、早期支援が容易になり、保育所における障害児保育も制度化され、小児科医や精神科医、看護師や保健師、発達相談員などの障害児をサポートする専門家も増えてきています。また発達障害支援事業所や学校の特別支援学級数も増加していますが、年々増加する発達障害児童を受け入れる十分に足る状況ではありません。さらに事業運営・支援内容が必ずしもふさわしくない事例（安全な預かりに偏っているところ、学習塾的な支援に偏っているところ）も見受けられます。

実際、神戸市、特に人口の多い東灘区（未就学児約1.3万人）では、現在32の児童発達支援事業所があるものの、未だ待機児童が存在している状況にあります。

そこで、我々インクルーシブ共育の会は、障害児やその可能性のある子供、そして親が抱える課題に対して支援ができる児童発達支援事業所を設立したいと思います。個々の状態像・発達過程・特性に応じ乳幼児期の支援の全体像をコーディネートする仕組みを提供し、子供たちが自尊感情を高めて社会的に自立ができるよう支援することを考えています。

今回、法人として申請するに至ったのは、この事業を地域に定着させ、すでに活動されている同業他事業所をはじめ行政・保育所などの関連機関との連携を深めていく等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。

また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

また、法人化することで組織を発展、確立することができ、将来的に障害のある／なしに関わらず地域住民地域がで生活する子どもとともに楽しむ、子育てを自由に豊かに話し合える、そのように支え合える住民の輪を作り地域社会に広く貢献できると考えます。

### 2 申請に至るまでの経過

令和5年9月

学童保育所の活動を通して発達障害児には集団保育だけではなく個別の療育が必要であることを実感したことから、障害児やその可能性のある子供、そして親が抱える課題に対して支援ができる児童発達支援事業所の設立を決意する。

令和5年11月

団体の活動の賛同者を募る。  
学童保育に携わっていた者や、発達障害に関する新薬の臨床開発に携わった者、障害児を育てる知人から相談を受けていた者など、様々な立場から発達障害児の支援を考えるメンバーが集まる。

令和5年12月

活動の賛同者と意思疎通を図り、法人化の意思を確認する。

令和6年1月

2回の設立準備会議を開催（1/12、1/19）

令和6年1月

設立総会開催（1/30）

令和6年2月1日

特定非営利活動法人インクルーシブ共育の会

設立代表者

野儀 優比子

# 令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人インクルーシブ共育の会

## 1. 基本方針

法人設立を機に、児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を開設、発達障害のある子どもや親に対して継続的な支援を提供する体制を整え、円滑な運営を行うこと、また同業他事業所をはじめ行政・学校、医療機関などの関連機関とのネットワークづくりを本年度の重点事業とします。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施 場所	対象者	収益 見込 (千 円)
(1) 児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	日常生活の基本的な動作指導、集団への適応訓練、療育等を行う	2024年9月～ 2025年3月 随時	神戸市東灘区	発達障害のある未就学児(0～6歳)	8,267
	保護者からの相談を受けて、療養計画の作成や情報提供、助言を行う	準備期間		発達や育児に不安を持つ保護者	
(2) 発達障害等の早期発見事業	保護者等に対して発達や育児等に関する相談又は援助を行う	2024年9月～ 2025年3月 随時		発達や育児に不安を持つ保護者	0
	保護者交流の場を提供する	2024年9月～ 2025年3月 1回/月			0
(3) 子育て世帯の親子に対する子育て支援事業	発達に即した親子参加型イベントを開催する	準備期間		イベント参加希望をする親子(0～12歳)	0
	遊び場として開放する	準備期間		未就学児	0
(4) 発達障害に関する地域ネットワーク事業	発達障害児支援関連機関と情報・意見交換を行う	2024年9月～ 2025年3月 4回		同業他事業所、学童保育所、行政・学校、保育所、医療機関	0
(5) 地域の発達障害に対する理解促進事業	家族や地域支援者に対して啓発活動を行う	2024年9月～ 2025年3月 1回		発達障害に関心のある不特定多数	0

## 3. 事業実施体制

### (1) 会議に関する事項

①通常総会 年1回

②理事会 年4回

### (2) 事務局体制

事務局長 野儀優比子

事務局スタッフ 野儀裕之、杉元康朗

# 令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人インクルーシブ共育の会

## 1. 基本方針

発達障害のある子どもや親に対して継続的な支援を提供すること、また同業他事業所をはじめ行政・学校、医療機関などの関連機関とのネットワークを活用し疾患の啓発を本年度の重点事業とします。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場 所	対象者	収益 見込 (千円)
(1) 児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	日常生活の基本的な動作指導、集団への適応訓練、療育等を行う	2025年4月～ 2026年3月 随時	神戸市 東灘区	発達障害のある 未就学児 (0～6歳)	24,122
	保護者からの相談を受けて、療養計画の作成や情報提供、助言を行う	2025年9月～ 2026年3月 随時		発達や育児に不安を持つ保護者	
(2) 発達障害等の早期発見事業	保護者等に対して発達や育児等に関する相談又は援助を行う	2025年4月～ 2026年3月 随時		発達や育児に不安を持つ保護者	0
	保護者交流の場を提供する	2025年4月～ 2026年3月 1～4回/月			0
(3) 子育て世帯の親子に対する子育て支援事業	発達に即した親子参加型イベントを開催する	2025年4月～ 2026年3月 1回		イベント参加希望をする親子 (0～12歳)	0
	遊び場として開放する	2025年4月～ 2026年3月 1～4回/月		未就学児	0
(4) 発達障害に関する地域ネットワーク事業	発達障害児支援関連機関と情報・意見交換を行う	2025年4月～ 2026年3月 4回		同業他事業所、学童保育所、行政・学校、保育所、医療機関	0
(5) 地域の発達障害に対する理解促進事業	家族や地域支援者に対して啓発活動を行う	2025年4月～ 2026年3月 2回		発達障害に関心のあ る不特定多数	0

## 3. 事業実施体制

### (1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年4回

### (2) 事務局体制

事務局長 野儀優比子

事務局スタッフ 野儀裕之、杉元康朗

令和6年度活動予算書  
 成立の日から平成7年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	130,000	
賛助会員受取会費	0	130,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	0
3. 受取助成金等		
キャリアアップ助成金	0	
IT導入補助金	0	
処遇改善加算	942,439	942,439
4. 事業収益		
通所支援事業・障害児相談支援事業	8,267,007	
早期発見事業	0	
子育て支援事業	0	
ネットワークング事業	0	
理解促進事業	0	8,267,007
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		9,339,446
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	8,022,000	
法定福利費	703,500	
人件費計	8,725,500	
(2) その他経費		
講師謝金	30,000	
消耗品費	17,500	
印刷費	14,000	
通信費	35,000	
保険料	0	
会場費	50,000	
会議費	0	
運営・教材システム利用費	35,000	
その他経費計	181,500	
事業費計		8,907,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	840,000	
法定福利費	0	
人件費計	840,000	
(2) その他経費		
消耗品費	17,500	
印刷費	14,000	
通信費	35,000	
旅費交通費	350,000	
光熱水費	140,000	
保険料	35,000	
会議費	17,500	
租税公課	0	
車両費	0	
地代家賃	2,310,000	
その他経費計	2,919,000	
管理費計		3,759,000
経常費用計		12,666,000
当期正味財産増減額		△ 3,326,554
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		△ 3,326,554

令和7年度活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	65,000	
賛助会員受取会費	0	65,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	0
3. 受取助成金等		
キャリアアップ助成金	0	
IT導入補助金	0	
処遇改善加算	2,749,972	2,749,972
4. 事業収益		
通所支援事業・障害児相談支援事業	24,122,573	
早期発見事業	0	
子育て支援事業	0	
ネットワーキング事業	0	
理解促進事業	0	24,122,573
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		26,937,545
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	13,752,000	
法定福利費	1,206,000	
人件費計	14,958,000	
(2) その他経費		
講師謝金	60,000	
消耗品費	30,000	
印刷費	24,000	
通信費	60,000	
保険料	0	
会場費	100,000	
会議費	30,000	
運営・教材システム利用費	60,000	
その他経費計	364,000	
事業費計		15,322,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,440,000	
法定福利費	0	
人件費計	1,440,000	
(2) その他経費		
消耗品費	30,000	
印刷費	24,000	
通信費	60,000	
旅費交通費	600,000	
光熱水費	240,000	
保険料	60,000	
会議費	0	
租税公課	0	
車両費	0	
地代家賃	3,960,000	
その他経費計	4,974,000	
管理費計		6,414,000
経常費用計		21,736,000
当期正味財産増減額		5,201,545
前期繰越正味財産額		△3,326,554
次期繰越正味財産額		1,874,991